

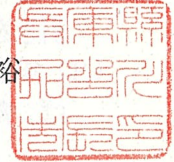


加古川市公告第97号

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び加古川市財務規則（昭和44年規則第13号。以下「財務規則」という。）第78条の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和7年9月5日

加古川市長 岡田 康裕



記

1 対象案件

- (1) 案件内容 市有財産（土地・建物）の処分
- (2) 案件名 令和7年度 市有財産売却
- (3) 案件概要 入札案件 別紙の物件

2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 政令第167条の4に規定する資格制限に該当しない者
- (2) 市税の滞納がない者

3 土地売買契約事項等を示す場所

- (1) 場所 加古川市総務部管財課（本館5階）
- (2) 期間 令和7年9月5日（金）から令和7年11月7日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までを除く。）

4 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月8日（月） 午後2時
- (2) 場所 加古川市役所 本館5階 総務部会議室

5 入札方法

- (1) 直接入札
- (2) 郵送、電報、ファクシミリ等による入札は認めない。

6 入札保証金 金400,000円

7 入札に関する条件

- (1) 入札者又はその代理人が、所定の日時までに入札場所に到着していること。
- (2) 代理人が入札する場合にあっては、委任状を提出していること。
- (3) 入札者又はその代理人が、同一事項の入札において2通以上の入札書をもって行った入札でないこと。
- (4) 入札者又はその代理人が、同一事項の入札において他の入札者を代理して行った入札でないこと。
- (5) 入札者（代理人を含む。）の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (6) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。

(7) 連合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

8 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、入札金額が市で定める予定価格（最低売却価格）以上で、最高の入札金額で入札した者を落札者に決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、直ちに当該入札者によるくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (3) 申込者が1者の時でも入札は行い、予定価格（最低売却価格）以上の入札金額であれば、落札者に決定する。

9 無効とする入札

入札に関する条件に違反した入札

10 前金払又は部分払

なし

11 入札参加の申し込み

- (1) 入札に参加を希望する者は、申込書を提出すること。
- (2) 申込期間及び場所

期間 令和7年10月27日（月）から令和7年11月7日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（正午から午後1時までを除く。）

場所 加古川市総務部管財課（本館5階）

12 入札参加資格審査結果の通知

令和7年11月14日（金）に通知書を発送する。

13 契約の締結

- (1) 落札の日から40日以内に不動産売買契約を締結すること。
- (2) 契約締結時に契約保証金として契約金額の10%以上を納付すること。
- (3) 代金は、契約締結の日から30日以内に納付すること。
- (4) 契約条項が履行されないときは、契約保証金は加古川市に帰属する。
- (5) 売買代金の納付は現金とする。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に基づき、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出すること。

14 その他

- (1) 物件の引渡しは、所有権移転登記完了時とする。
- (2) 所有権移転登記に要する費用は、買受者の負担とする。
- (3) その他詳細については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、財務規則による。

15 問い合わせ先

加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市総務部管財課
（電話）079-427-9151